



委員会発議第1号



最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める
意見書（案）の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、かすみがうら市議会会議規則（平成17年
議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和4年3月9日

かすみがうら市議会

議長 岡崎 勉 様

提出者 総務委員会

委員長 来栖 丈治

令和4年3月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
中央最低賃金審議会会長
茨城地方最低賃金審議会会長

あて

かすみがうら市議会議長 岡 崎 勉

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

現在、非正規雇用労働者は 2000 万人を超え、その多くが女性で占められています。非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働いても年収 200 万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹をも揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。コロナ禍は貧困と格差を拡大し、生活困窮に拍車をかけています。

昨年 10 月 1 日から、茨城県の最低賃金は 28 円引き上がり 879 円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（930 円）に比べて 51 円低く、関東 1 都 6 県の中で下から 2 番目の低さです。東京や神奈川では、2019 年 10 月から最低賃金が 1000 円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の 3 つです。茨城県の最低賃金 879 円では、憲法 25 条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、コロナ禍の中にあっても地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

そこで、国においては、最低賃金の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

記

[請願項目]

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時時給 1000 円以上に引き上げ、時給 1500 円をめざすこと。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。